

珠洲電波測定所受電設備移設工事仕様書

1 工事名

珠洲電波測定所受電設備移設工事

2 工事場所

石川県珠洲市若山町中田地内 林道宝立山線

3 履行期限

令和9年3月31日（水）

4 工事概要

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の影響により、周辺地盤が損傷した受電柱について、安全かつ継続的な電力供給を確保するため、受電柱の移設及びこれに伴う設備の工事を実施するものである。

5 工事内容

(1) 受電柱の移設

既設受電柱については、根元部分の地盤が欠落していることから撤去し、別添図面に示す位置（造林作業路中田線の反対側）へ移設すること。

なお、工事期間中において、既設受電柱に付属の電力開閉器及び電力量計を一時的に撤去することは差し支えない。

(2) 引込設備の復旧

移設先受電柱に北陸電力送配電電柱から電力線を引き込めるよう措置すること。

(3) 管路及びハンドホルルの設置

移設先受電柱付近に新たにハンドホール（以下「新 HH1」）を設置するとともに、次に掲げる管路を敷設すること。

ア 移設先受電柱から新 HH1 まで、管路は電力用及び通信用として各2条、計4条を設置し、造林作業路中田線の路面下に埋設すること。

イ 新 HH1 から既設受電柱を起点として二つ目の既設ハンドホール（以下「既 HH2」）まで、管路は電力用及び通信用として各2条、計4条を設置し、造林作業路中田線の路面下に埋設すること。

なお、管路の材質、口径、埋設深さその他の詳細については監督職員の指

示によるものとする。

(4) 電力線の敷設

移設先受電柱から新 HH1 を経由し既 HH2 まで電力線を電力用管路 2 条にそれぞれ敷設し、移設先受電柱及び既 HH2 で既設電力線と接続すること。

(5) 不要設備等の撤去

既設受電柱から既 HH2 までの間に存する不要となった配管、配線及びハンドホール等については撤去すること。

また、撤去した不要設備及び工事の際に伐採した樹木等は、関係法令に基づき適正に処分するものとし、産業廃棄物を処分した場合は、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E 票の写し又は電子マニフェスト最終処分終了報告書の写しを監督職員に提出すること。

(6) 契約不適合責任

工事目的物の契約不適合責任期間は、引渡しの日から 2 年間とする。

6 施工条件

(1) 使用機械

建設機械は低騒音型及び低振動型機械を使用すること。

また、ディーゼルエンジン (定格出力 7.5kW 以上 260kW 以下) を搭載した次の建設機械については、排出ガス対策型建設機械を使用すること。

ア バックホウ

イ トラクターショベル (車輪式)

ウ ブルドーザ

(2) 関係機関との調整

電力会社その他関係機関との協議及び各種手続が必要となる場合は、監督職員と協議の上、適切に対応すること。

(3) 安全対策

工事の実施に当たっては、関係法令を遵守し、労働安全衛生及び第三者災害の防止に万全を期すこと。

7 提出書類

請負者は、次に掲げる書類を監督職員へ提出し、その承認又は確認を受ける

こと。

(1) 着手前

ア 工程表

イ 施工計画書（施工方法、施工体制、使用機材、安全管理計画等を含む。）

(2) 施工中

ア 施工体制台帳及び施工体系図

建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項

イ 安全衛生責任者、安全衛生推進者及び雇用管理責任者に関する書類

(3) 完成時

ア 完了届

イ 工事写真

ウ 完成図面

エ その他監督職員が指示する書類

8 技術者の配置

請負者は、本工事を適正に施工するため、必要な資格及び技術的能力を有し、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある主任技術者を配置すること。

9 工事写真

請負者は、工事着手前、施工中及び完成時の状況が確認できる写真を撮影し、完成図書として提出すること。

特に、次に掲げる工程については記録を行うこと。

ア 着手前状況

イ 掘削状況

ウ 管路設置状況

エ ハンドホール設置状況

オ 配線状況

カ 完成状況

10 完成検査

請負者は、工事完了後、完了届を提出し、監督職員による検査を受けなければならない。

検査の結果、不備が認められた場合は、請負者の負担により速やかに是正すること。

1 1 工事实績情報の登録

請負代金額が 500 万円以上となる場合は、建設業法等の関係規定に基づき、工事实績情報を一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の工事实績情報サービス（CORINS）に登録し、登録後速やかに登録内容確認書の写しを監督職員へ提出することとする。

1 2 一般事項

- （１）請負者は、本仕様書及び関係法令を遵守し履行すること。
- （２）工事の実施に伴い建物、設備又はその他の工作物に損傷を与えた場合は、直ちに監督職員へ報告するとともに、請負者の負担により原状回復を行うこと。
- （３）工事期間中は現場の整理整頓を行い、工事完了後は後片付け及び清掃を実施すること。
- （４）本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、監督職員（監視調査課）と協議し、その指示に従うこと。

1 3 問合せ先

北陸総合通信局
無線通信部監視調査課
電話 076-233-4440

